

小高句麗國の研究(一)

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2335110>

出版情報 : 史淵. 63, pp.29-64, 1954-11-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

小高句麗國の研究(一)

日 野 開 三 郎

緒 言

滿洲の歴史を通觀するに、遼陽を中心とする所謂遼東地方は、東北より南下せんとする通古斯民族、西北より東進せんとする遊牧民族、南方より北東に溢せんとする漢民族の三勢力が接會する所として古來常に外部の壓力を大きく被り、それから全く解放せられてゐた時代は無い。そして大抵の場合、右三勢力中の最も有力な者の占領支配に歸し、又逆に此所を占領支配し得た者は東亞の強國として大いに雄飛して居る。然し稀には三勢力が均衡して此の地が緩衝地帯となり、その結果、周隣の影響は依然として敏感に被りつつも、特定勢力の絶對的壓力からは解放せられてゐた時代もある。そしてさうした形勢の下に此所に一個の政權が樹立せられた場合が見出される。後漢末三國時代の公孫氏政權や此所に述べんとする唐中葉以後の小高句麗國等は正にその適例である。此れらの諸國が、その緩衝國家たるの本質上、隣強の束縛を悉皆切斷して文字通りの完全獨立國家となり得なかつたことは云ふ迄もない。絶えず周隣諸勢力の消長や相互關係の推移に注意し、それに應じて依違即離しつつ身を保つ外に途なく、然も周隣諸勢力間に於ける均衡破綻の日は同時に滅亡の日たる可き宿命を有つた國家であつた。然しかくの如く周圍の勢力から大きく左右せられ乍らも逆に又その動向は周圍の強大勢力の展退にも微妙な影響を與へて居た。周隣に於いて相爭覇する強大勢力が此の緩衝國家を味方とするか敵にまわすか

は直ちにその隆替に大きく作用するからである。さうした意味で此所に建てられた緩衝國家の究明は東亞史上に極めて重要な意義を有つものと云ふ可きである。例を小高句麗に採つて見ると、安東都護府の沿革、渤海國の興亡、靺鞨諸部の動向、突厥の復興と潰散、契丹の勃興等、唐の中葉から五代にかけて生起した東亞の重大事件は悉く此の國と密接な關係を有ち、此の國の研究を度外視して上述諸事件の完全把握を望むことは不可能な状態に在る。本研究はかうした重要な意義をもつ小高句麗國の歴史を明かにする目的を以て起草したものである。尙此の國は從來その存在さへも學界に知られてゐないので、いはば今迄東洋史の裏底に埋れてゐた國家である。この様に埋れてゐた國家を掘出すと云ふ意味でも本研究は決して意義のないものではない様に思はれる。

第一章 唐の高句麗討滅と安東都護府

小高句麗國の成立發展を究明する爲めには、先づ高句麗國の滅亡とその故地に置かれた安東都護府とより説明して行く必要がある。小高句麗國は高句麗の遺民がその故地の一隅に建てたものであり、安東都護府は此の遺民を統轄して居た唐の機關であつて、相互に極めて密接な關係を有してゐたからである。但し唐の高句麗討滅や安東都護府等の問題は本稿の主題ではなく、又兩問題共にそれぞれ專攻せられてゐるので、此所には詳考を省き、只主題たる小高句麗國の研究に必要な缺く可からざる部分を簡單に概説するに止める。概説する所は多く従前の研究成果に依據したものであるが、別に正誤補足した部分や、更に本稿の立場から特に意義を認めて取上げた論點等も少くない。補足正誤の部分は先學の意見に對する禮を失はない爲め、特に論據を詳述して大方の批判の資とする。

第一節 唐の高句麗討滅

貞觀十九年（六四五）の第一回衝突以來、二十餘年の期間に於いて合計六回も反覆せられた唐の高句麗猛攻註を克く支へ

切つたのは、莫離支として國家の全權を掌握して居た泉蓋蘇文の傑出した力であつた。乾封元年（六六六）、彼の歿後を襲つて莫離支となつた長子男生には父の如き力量なく、二弟男建・男産に逐はれて國內城（輯安）に奔り、そこから唐に使者を送つて援けを求めた。此の内訌を逸す可からざる好機と見た唐は、直ちに李勣を總帥とする大軍を海陸より派遣し、遼東を席捲し、進んで平壤を圍み、總章元年（六六八）十一月、遂に此れを抜き、國王高藏、及び高藏を拘束して唐軍に抵抗せしめてゐた男建・男産等の元兇を俘へ、ここに數百年の長い歴史を誇つた東亞の強國高句麗は全く滅亡し去つたのである。

第二節 安東都護府

總章元年に伐ち滅した高句麗故地の遺民を統治する爲めに、唐がその故地に置いた最高の統督機關が安東都護府である。唐が國初にあげた輝かしい外征の成果たる四周の服屬地を統督する爲めに設置した最高の機關は何れも都護府で、都合六府あつた。安東都護府は此の六大都護府の一であつた。各都護府はそれぞれの特色を有つては居たが、これを一括概観すれば、そこに大唐國初の服屬地統治に對する根本的な大方針が共通して見出される。安東都護府の考察に當つては、先づ此の根本的の大方針とその推移とを一般的に把握しておく必要がある。

第一項 六都護府の概観

唐の地方行政制度は、天下を道に分ち、道を州に分ち、州を縣に分ち、州には刺史、縣には縣令を置いて州縣の長としてゐた。道には初め長官をおかず、従つて嚴密には行政區劃では無く、單なる地方區劃であつた。只巡察使を天下に分遣する際等に道がその責任區域の基準となつてゐた。そして此の巡察安撫の使臣分遣が頻繁となり常制化して遂に常置の道長官制が確立したのは玄宗時代であつた。初め按察使と云つてゐたのが採訪處置使となり、安祿山の亂後は觀察處置使と更められて唐末五代に及んだ。尙樞要の州には都督府を置き、都督を府の長官とした。都督は同時にその治州の刺史を兼

ね、よつて此れを都督刺史と云ひ、略して單に都督とも云つた。唐初の都督は刺史として一州の民政を統べると共に、都督として傍近若干州地區の軍政を管掌して居た。

唐は右の國內行政制度をその廣大な服屬地の異民族統治にも適用し、彼等をもその部落の大小や地位に従つて州縣に編制し、土人の親唐派巨酋を簡んで都督・刺史・縣令に任じた。従つてそれらの酋長は部内に對して氏族の長であり、唐に對して州縣官であつたわけである。都督府や要州には華人を配して監督指導する場合もあつたが、その場合も直接行政を執らず、すべて自治に委せてゐた。中國邊外のかうした自治州は邊境に在る唐の都督府がその管掌に當つてゐたが、邊外の服屬地が擴大し、遠隔地に自治州が増加するに連れ、邊境の都督府を以てしては監視の届かぬものが夥しくなつた。かくしてそれら遠地の自治州を統轄する現地を中心機關が必要となり、此の狀勢に應じて設置せられたのが都護府であつた。都護府の長を都護と云ひ、華人（歸化異民族を含む）を任用した。都護以下の主要職員も同じく華人であつた。都護府には鎮兵を配駐して居たが、その兵力は統督區域の廣濶な割合に著しく寡弱であつた。四周を取巻く廣大な服屬地の鎮壓の爲め、大兵力を常時各地に遠く派遣しておくことは、流石の大唐の國力を以てするも消耗過大で、輸送力も堪え切れなかつた。此れが都護府の常駐兵力を單弱ならしめてゐた根本の原因であるが、大兵力の常駐が至難である以上、都護府の統督方針も武力彈壓主義を排しなげなかつた。かくて都護府の統治は以夷制夷の督察政治であつた。即ち傳統の以夷制夷を以て管内の異民族・異部族を相互に牽制せしめ、叛亂を未萌に察し、亂は此れと對立する他集團の兵力を以て征壓し、或可く唐兵の使用、本國よりの増派をさけてゐた。従つて一度が叛亂が勃發擴大すれば、都護府は自ら大いに苦しまねばならなかつたので、常に管内諸族の動靜を細心に觀察する督察に重きがおかれてゐた。唐の羈縻政策とは、都護府を最高督察機關とする此の様な方針と組織とをもつた異民族の統治策を云ひ、都護府・邊境都督府の管下に在る異民族の自治州を羈縻州と云つた。六大都護府の所管地域は何れも極めて廣く、管下の勢力も多種多數であり、此れを統督す

る都護府の職任は頗る重大であつた。安東都護府も同様な目的と組織とをもつて高句麗の故地に置かれた羈縻政治の現地最高機關である。

都護府を現地最高機關とする唐初の羈縻政策が大體に於いて相當の成果をあげたことは、その征服した廣大無邊の異域を長期間にわたつて保持した事實に徴して明かである。但し例外が無かつたわけでは無さう。

都護府の羈縻政策が順調に施行せられて行く爲めには、その前提として被統治者たる異民族側に或る必須の條件が存在して居なければならなかつた。それは都護府管下の住民が數勢力に分れ、各々の民族的自覺心が乏しく、大唐文化に眩惑せられ中國に心酔してゐることである。かうした條件が具備してゐる場合、都護府はその管内諸勢力の對立を利用し、大唐文物の魅惑をひけらかしつゝ親唐派を惹きつけ、彼等を反唐派の擊碎に驅使し、傳統の以夷制夷に成功するが、一度び彼等が民族的自覺心を強め、強大な團結勢力に生長すれば、自らの兵力の單弱な都護府は忽ち苦境に陥らねばならなかつた。都護府は寧ろかうした形勢の成立前に處置を加へなければならなかつたのである。一度び心を緩めて大勢力の生長を許せば敗退の止むなきに至る危険があつた。

太宗・高宗時代に粉碎せられた北方民族はやがて猛烈な勢を以て復興し初めた。大唐文化の光被が彼等の民度を高め民族的自覺心を昂揚せしめた爲めである。而して此の大唐文化の普及浸潤に最大の役割を果したのは、彼等の間に點々進駐してゐた都護府に外ならなかつた。高宗に次ぐ中宗・睿宗時代の武后・韋后等の跋扈は大唐の對外活動を一時鈍化せしめ、北方民族の復興に好機を與へた。かくて都護府を媒體として大唐文化を攝取し民族精神を昂めた北方民族は、その大同團結への妨害を職任とする都護府の存在を喜ばず、團結の力を以て兵力單弱の都護府を續々と後退せしめた。都護府後退後の塞外は再び夷狄の跳梁に委ねられ、中宗・睿宗時代を通じて彼等の侵寇は激化するばかりであつた。新に強力な邊防處置を構する必要が差迫つて來たのである。かうした客觀的狀勢下に即位し、女禍を一掃して潜在化してゐた國力を顯

表 (一) 開元末頃十節度使兵力

節度使名	兵員數
安西節度使	二四、〇〇〇人
北庭節度使	二〇、〇〇〇人
河西節度使	七三、〇〇〇人
朔方節度使	六四、七〇〇人
河東節度使	五五、〇〇〇人
范陽節度使	九一、四〇〇人
平盧節度使	三七、五〇〇人
隴右節度使	七五、〇〇〇人
劍南節度使	三〇、九〇〇人
嶺南五府經略使	一五、四〇〇人
計	四八六、九〇〇人

のである。安東都護府の沿革を考究するに當つては、先づかうした都護府一般の大勢を豫め知つておかなければその真相は把握し難い。

第二項 安東都護府の置廢移動

安東都護府は創置以來屢々位置を變へ、又廢止・復活もあつて、諸都護府の中、沿革の最も複雑なものである。又その内容も、他の都護府と同様、大きく變化してゐる。そこで此の沿革を明かにすることが先づ必要である。但し沿革に就い

現し、強力な武力邊防體制を確立したのが玄宗で、此の武力邊防體制の最高機關となつたのが有名な十節度使である。開元末天寶初年頃（七四一・二年頃）の十節度使の兵力は約五十萬、一鎮平均五萬を計へる。（表參照）外民族の武力侵寇活動は武力無しの對策を一切無効ならしめ、従つて彼等に對する控制鎮撫の外交も武力機關たる節度使に擔はせる外なかつた。かくて邊境に後退した都護府は何れも次第に節度使の所管に隸屬して行つた。北庭都護府は北庭節度使へ、安北・單于都護府は朔方へ、安東都護府は幽州又は平盧に入つてゐるが如き、皆その例である、嘗ての要職都護の名が有つ外交界の重い響きは歴史的に久しく名残りを保ち、節度使は時に都護を兼任し、その外交を都護の名に於いて行つてゐたが、年と共にその影薄れ、やがて都護府は自らの狭小な所管地域と若干の人民とを有つ一小行政区劃、即ち州と同格の、然も小州的な行政單位と化し、單于都護府の如きはその下を縣に分つてゐる。かくて都護府は同じ名稱の下にその設置當初と睿宗頃以後とでその實體に大きな變革を來してゐる

ては己に夙く津田博士の專考論文が公表せられてゐるので、^{註5}此所では大體それに依りつつ成る可く簡略に扱ひ、只本稿と意見の合はぬ點、及び本稿の立場から補足を必要とした點等に就いては詳考しておく。又移動置廢の原因や意義は後文に逐次論及することとして、ここでは置廢移動の事實のみを出来る丈詳確に論述するに止める。原因や意義は小高句麗國の研究に俟たねば到底明かにし得ないからである。

(4) 平壤 創置

安東都護府は高句麗故領の遺民統督を主目的とし、併せて百濟故領の遺民をも統督し、その必要から隣接の新羅・靺鞨の動靜を監視せんが爲めに高句麗の故都平壤に設置せられた現地の最高機關である。百濟遺民のことは措いて、高句麗遺民の統督を考察するに、舊唐書^{卷一}九一 高麗傳に

高麗國。舊分爲五部。有城百七十六。戶六十九萬七千。乃分其地置都督府九。州四十二。縣一百。又置安東都護府以統之。擢其酋渠有功者。授都督・刺史・令。與華官參理百姓。乃遣左武衛大將軍^{註6}薛仁貴總兵鎮之。

とあり、同書^{卷八}三 薛仁貴傳に

高麗既降。詔仁貴。率兵二萬。與劉仁軌於平壤留守。仍授右武衛大將軍封平陽郡公兼檢校安東都護。

とあり、尙その他の諸史にも同内容の記事が見えてゐる。^{註6}云ふ所の要旨は左の如くである。

- (1) 高句麗の故地を縣↓州↓都督府に編制する。縣一百。州四十二。都督府九。(即ち都督州九。刺史州三十三)
- (2) 令・刺史・都督には有功の酋渠、即ち親唐派高句麗人酋長を任用し、華人參理(要地のみ)^{註7}の下に自治せしめる。
- (3) これらの都督府・州の上に立つ現地最高の統督機關として安東都護府を(高句麗の故都)平壤に置き、初代の都護に薛仁貴(高句麗討滅戰に殊勳をたてた名將)を任用する。
- (4) 都護府の鎮兵は二萬。

百濟の遺民統治に就いてはここに觸れてゐないが、是より先、龍朔三年（六六三）、百濟を滅した時、その五部・三十七郡・二百城・七十六萬戸を熊津都督府以下都督府・州・縣に編制してゐたのを、そのまま都護府の統轄下に入れたものと思はれる。高句麗遺民のことのみ傳へて百濟遺民のことに及んでゐないのは、都護府の創置が高句麗討滅を機に置かれたものであり、又その第一任務が高句麗遺民の統轄に在つたからであらう。尙高句麗の直轄領土には白山（咸鏡南北道・間島・敦化地區）・粟末（伊通・松花二水の合流點附近より上流の松花江本支流域・東遼河流域）兩靺鞨の住域があり、唐は伊通河流域にも兵を入れて此れを征服してゐるが、これら靺鞨を都護府の統轄下に入れては居ない。只その動靜に就いては外から充分監察してゐた。即ち安東都護府は高句麗故領の高句麗人の統轄を主任務とし、大唐の一般的な異民族統治の様式たる羈縻政策の現地最高の機關としておかれたものである。管下の九都督四十二州が親唐派高句麗人酋長の下に自治を認められた羈縻府州であつたことは上文要旨に明かである。四十餘州約七十萬戸の高句麗人と更に多數の百濟人とを統轄し、併せて新羅・靺鞨人を監視して行く爲めの鎮兵二萬は明かに寡弱に失する。此れは安東都護府が土民の自治の上に立つ總督機關で、以夷制夷の外交を武器とし、決して武力主義的彈壓機關で無かつたことを示すものであるが、ともかく此の兵力の單弱が安東都護府の在平壤時代を不安定な短命に終らしめる一因となるのである。

(四) 在平壤時代の動搖と遼東州後退

高句麗は前漢末已に王國として現れ、爾來數百年にわたる獨立を保ち、その間、常に中國と對立抗衡し來つた歴史と、それによつて培はれた熾烈な民族精神及び根深い反唐感情を有ち、爲めに彼等を親唐的に安定せしめることは容易でなかつた。民族一般の空氣は強靱な反唐に終始してゐるのである。加之、嘗てその直轄領下に在つて久しく對唐抗爭に協力し來つた粟末・白山兩靺鞨もその協同感情をそのまま保持して高句麗人の反唐運動には常に氣脈を通ぜんとする動きを見せてゐた。更に新羅を見るに、此れ亦正にその民族精神が最高潮に達し、着々國力を伸張し、半島の同族統合を目指してその

障碍となる唐の勢力の半島撤退を希んで居た。百濟遺民も同様に反唐的で新羅や日本の援助で復興せんと動いてゐた。従つて安東都護府は傳家の寶刀たる以夷制夷の策を用ひ、此れら諸民族を相互に對立牽制せしめることも、高句麗人の内部を兩陣營に二分せしめることも困難で、逆に彼等を悉く反撥勢力として扱はなければならぬ状態に在つた。即ち安東都護府は羈縻政策を遂行す可き條件が所管の諸民族に何れも缺けており、そこに都護府の暗い前途を想はせるものがあつたのである。果して此の都護府は高句麗人の相次ぐ叛亂や此れに乗じ此れを利用する新羅の進迫によつて創置直後より動搖し續け、全く安定を缺いてゐた。

安東都護府の設置を決めたのは總章元年も押し詰つた十二月であるが、新唐書卷一薛仁貴傳に

檢校安東都護。移治新城。撫孤存老、檢制盜賊、隨材任職、褒崇節義。高麗土衆皆欣然忘亡。

とあつて初代の都護薛仁貴は間もなく新城（撫順）に移治したと傳へてゐる。此の移治が翌二年であり、その時二萬の鎮兵の主力も亦引揚げられたことは、己に池内博士の論證せられてゐる所である。薛仁貴は新城で大いに治績をあげたと云ふ。彼は咸亨三年（六七二）四月、吐蕃方面征討軍の司令官として轉出する迄約三箇年間遼東に居た。従つて舊唐書卷五

高宗本紀・咸亨三年正月辛卯の條に

列遼東地爲州縣

とあるのも彼が在任中のことである。即ち彼は新城駐治約三箇年の間に、遼東に州縣を列置して行政體系を整へ、善政を施して高句麗遺民の心を收攬し、遼東の治政に大きな功績を残して西藏方面の征伐に立去つたのである。長官都護が去り、鎮兵の主力も亦引揚げられた平壤の統督力が手薄となつたことは當然である。薛仁貴が新城に徙つた翌年、即ち咸亨元年（六七〇）四月、高句麗遺民の巨酋鉗一作牟岑なる者、この虚を衝いて亂を作し、高麗王の一族安舜（安勝とも書かれ、一説には外孫、一説には庶子）を奉じ、新羅の援を得て平壤奪回をはかつた。安舜は總章二年二月、高句麗遺民四

千餘戸を率ゐて新羅に投入してゐた者である。唐は直ちに本國より遠征軍を送り、敗れた安舜は鉗牟岑を殺して新羅に逃げ歸り、亂は一應鎮定したが、翌二年、再び餘黨の亂が勃發し、遼東にも飛火して安市城（海城の東南三邦里餘の英城子）が叛亂を作した。同年七月のことで、安市城は忽ち鎮定せられたが、半島の亂は新羅の後援を得て勢ひ強く、唐は蕃漢四萬の精銳を派遣したにも拘らず、その鎮定は咸亨四年（六七三）二月迄かかつてゐる。此の間に於ける薛仁貴の行動を見るに、半島の亂は全く本國よりの派遣軍に委ね、自らは動かさず、三年四月の離任迄、専ら遼東の治政に力を注いでゐる。翻つて資治通鑑考異卷一 儀鳳二年十一月の條に引く高宗實録を見るに

咸亨元年、楊昉・高侃唐派遣軍之將討安舜。始拔安東都護府。自平壤移於遼東州。

とて平壤の都護府が安舜の手に陥つてゐたこと、此れを恢復した咸亨元年に府を遼東州に徙したことを傳へてゐる。して見ると都護府はその長官薛仁貴が新城に徙つて後ちも約一年餘り平壤に存置せられ、一時は亂徒に奪はれ、頗る不安定な状態に在つたことが知られる。奪回後、これを遼東州に遷したと云ふが、此れ亦都護の駐在地と異なる、つまり薛仁貴は都護に任じ乍ら全然府に居なかつたこととなる。それにはそれとしての原因があつた筈であるが、とにかく府と長官との別離は薛仁貴と中央との意見が高句麗故地の統治に就いて全く違つてゐた爲めであつて、此のことは後文に詳論する。

平壤の都護府が長官を空にし、鎮兵を減じ、屢々叛亂に見舞はれ、時にその手に陥る等の全く不安定な一年餘の間に管内統治の効果をあげ得たとは到底考へられない。管内を九都督府・四十二州・百縣に編制する方針は高句麗討滅の總帥李勣が唐に欵通した泉男生と長安で協議作成した机上プランであるが、此れが都護府によつて實施せられたとは受取れない。滅亡前の高句麗は州縣制と同型の州城制を採つて居たから、州縣制施行の素地は大體出來てゐたと見てよい。然し全高句麗故領の中の遼東にだけ州縣制を施くにさへ、薛仁貴の力を専らにした善政三四年の後ちに漸く緒に就くを得たことを想へば、不安定な弱體都護府一年の治績は殆んど擧らず、州縣制も只机上プランに止まつて居たと見る可きであらう。

半島の難治かくの如きを知れば、都護薛仁貴の府を去つた所以が略々察せられる。

都護薛仁貴の府を脱けての移駐は、新羅の活躍、高句麗遺民の反唐精神等を主因とする以上の如き半島の統治難を逸早く洞察して此れをあきらめると共に、此の形勢に對應する爲めの遼東の確保が絶対に必要であることを認識し、その固めを強化せんとしたものと想はれる。恐らく彼の頭中には唐の半島確保至難にして遼東に後退するの日必ず來らんことを豫測してゐたのであらう。武將として一世に傑出して居た彼が動亂の鎮定を本國からの遠征軍に委ね、専ら治政に力を注いでゐた事實は此の先見の明に基くものでなければならぬ。思ふに、唐朝中央の方針は飽く迄半島の確保經營に在り、よつて府を平壤に据置き、動亂起れば鎮定の大軍を派遣したが、現地地の最高統督者たる都護薛仁貴の見解は此れと異り、半島確保の斷念とそれに代る遼東の確保とが現實の狀勢に應じた最上策なりとし、此所に府と長官との別在と云ふ現象を生じたのであらう。事實の成行は彼の見通しの正しかつたことを證明し、府は遼東州に引揚げられた。所が此の場合も都護の駐在地新城と府の所在地とは別々になつてゐる。

中國の遼東經營の歴史を通觀するに、その意義は滿鮮極東の勢力を控制しつつ、彼等と西方遊牧勢力との結合を斷隔して塞外に中國を包圍する大勢力の生成するを防ぐ點にあつた。薛仁貴の遼東經營も恐らく同じ目的をもち、半島新羅の北上氣構へに備へ、奥滿洲靺鞨の蠢動を監視し、彼等と遊牧勢力との結合を妨げんとするに在つたと思はれる。撫順は西シラムレン河流域に通じ、北は開原・農安や輝發河流域に入り、東は錦京老城より輯安を経て半島に入る交通諸幹線の集會點で、此の目的に最適の要地である。薛仁貴が新城の駐在を續けたのは、遼東州の位置が彼の目的を遂行する地として新城に及ばなかつた爲めであらう。要するに、平壤の安東都護府は高句麗遺民の叛亂・新羅の野望等によつて安定するを得ず、設置の翌年早くも長官都護の新城移駐を見、更にその翌年遼東州に後退するの餘儀なきに至つてゐるのである。

(ハ) 遼東郡故城への正式引揚

舊唐書卷五 高宗本紀・上元三年二月甲戌の條に

移安東都護府於遼東。

とあり、同書卷三 地理志・河北道・安東都護府の項にも「上元三年二月、移安東府於遼東郡故城」とあり、その他の諸文にも此れと同じ傳へがあつて、都護府を平壤から遼東郡故城（遼陽）に移したのが上元三年（儀鳳元年＝六七六）であることは紛れない事實である、所で一方には此れより六年前の咸亨元年にも同じ移轉の所傳がある。そこで此の二回の同じ移轉の關係が問題となる。その解釋としては左の二つの場合が考へられる。

第一は咸亨元年移轉した府は一度平壤に歸り、再び儀鳳元年に遼陽に移つたのではないかとの推測である。然し復歸の記録はなく、又半島の形勢も復歸に適する状態では無かつた。高句麗遺民は鎮定したもの、新羅の進攻甚しく、咸亨二年以後熊津都督府の地を侵して百濟故領の併呑をはかり、又江原道方面をも北進し、よつて唐でも出兵してその交戦は上元二年迄續いた。かうした戦亂の舞臺に平和的統督機關であつて武力彈壓機關ではない都護府の復歸は考へられない。復歸は半島安靜の後に初めて考へられる所である。

第二は咸亨元年の移轉を臨時應急の暫定措置、儀鳳元年の移轉を先の暫定措置の決定措置への切換へと見る解釋である。即ち咸亨元年の移轉は半島の動亂をさけたにすぎず、鎮靜の曉には復歸する立前であつたのを、儀鳳元年に至つて全くあきらめ、正式の引揚げとして終つたとする見方である。半島の形勢を見るに、新羅は略々領土擴大の宿志を遂げて後ち、上元二年、唐に陳謝請和した。交戦久しきに倦んで居た唐では此の陳謝に面子を得て和に應じ兵を引あげた。實質的には唐の半島よりの敗退、新羅の成功であつた。敗れた唐は半島の恢復を斷念し、新羅の領有の現實を承認する外ない。黽つて上元三年の府の遼陽移轉決定の措置を考へるに、それは半島に對する唐の統治權の放棄であり、従つて新羅の支配の承認に外ならぬ、上元二年の講和成立について翌三年に此の決定措置がとられてゐるのは、自ら敗退したとは云ひ得ない唐

の敗退確認、統治権の新羅への委譲に對する一つの表現であつたことを示す。かくて薛仁貴の豫見は完全に的中し、中央のあくまで半島を確保せんとする強い意圖にも拘らず、半島は放棄の止むなきに至り、都護府は上元三年正式に遼陽に引揚げられたのである。但し此所は都護府の治所として必ずしも最適でなかつた。

(二) 新城への移轉

遼東郡故城に後退した安東都護府は翌儀鳳二年(六六九)新城に移轉した。註移轉の直接動機は、先に高句麗討滅の際、唐が中國内地に俘遷して居た高句麗人二萬八千餘戸を此の時遼東に再遷した事件や靺鞨人の不穩な動き等に聯關を有つてゐるが、結局は薛仁貴が早く見抜いてゐた如く、此所が唐の遼東經營の目的を達成する中心地として最適であつたことに歸着する。詳細は便宜上後文に論及する。

(三) 一時廢止

則天武后の聖曆元年(六九八)、安東都護府を改めて安東都督府とした。つまり都護府の廢止である。註然も此の都督府も忽ち唐の統轄から離れ去つた。即ち唐は遼東を喪つたわけである。その理由は萬歲通天元年(六九六)、折しも強大な勢力に復興して唐の北邊を壓してゐた突厥に煽動せられた營州(朝陽)の契丹人李盡忠・孫萬榮等が叛き、營州を陥れ、更に南は幽州を、東は遼東を侵掠して中國と遼東とを結ぶ遼西の要衝を盡く梗塞した爲めである。尙都督府への降格と共に都督となつたのは高句麗のもとの王族である。詳細は後文にゆずる。

(四) 幽州に復置

長安四年(七〇四)、幽・營等州都督唐休璟は兼安東都護に任ぜられた。即ち都護の復活である。註然しそれは專任でなく兼任である。又當時の遼東は全く唐の手を離れてゐたので、統轄の實職も無かつたわけである。又幽州は營州を喪つた唐が東北經營の前線據點とした所である。従つて幽・營州都督の兼任都護の任命は幽州を據點として遼東恢復の活動を展

開せんとする唐の意圖を示すものと見ることが出来る。舊唐書^{卷三}地理志・河北道・安東都護府の項、新唐書^{卷三}地理志・同道・同府の項等には何れも都護府の復活を長安四年の翌年たる神龍元年に置いてゐる。従つて四年の都護復活の時には未だその視事の廳たる都護府は復置せられず、その翌年に實現したことになる。幽州都督の兼任であつた關係から、府も亦幽州に置かれて居たであらう。

(D) 平州への移轉

幽州の安東都護府は玄宗の開元二年（七一四）平州（河北の盧龍縣）に徙された。當時幽州都督兼都護たりし薛訥の營州恢復計畫に基く處置と解せられてゐるが、尙深く考察する必要がある。後文に詳述する如く、奥滿洲に居た純通古斯系の拂涅・鐵利・越喜等の諸靺鞨が此の移轉と年を同じくして入唐を開始し、爾後頻貢を續けてゐる事實は、府の移轉が寧ろ此の新狀勢と深い關係のあることを想はせる。詳細は後文に論述する。

(E) 營州治及び燕郡への移轉

開元の初年、塞外の覇者として猛威を振つてゐた復興突厥に内訌を生じ、此れに乗じた唐は同五年に營州を恢復し、遼東への交通幹線を確保した。そして七年に新に平盧節度使を設置した。新唐書の方鎮表には此れを

升平盧軍使爲平盧節度經略河北支度管內諸蕃及營田等使。兼領安東都護府及營・遼・燕三州。

と傳へ、都護府が平盧の所管となつたことを明かにしてゐる。平州は依然幽州節度使の所領であつたのであるから、若し府が平州に居据はつてゐたならば當然幽州節度使の管領に屬してゐた筈で、此所に府の移動が察せられる。後文に詳説する如く、平盧の初代の帥は張敬忠、二代は許欽澹、三代は臧懷亮で、幽州の帥とは全く別人である。臧懷亮に就いて文苑英華^{卷八}七所載、李邕撰の「左羽林大將軍臧公神道碑」の中に、彼が六胡州を陥れて功があつたので平盧節度使に任ぜられたことを述べ

以功最拜羽林衛大將軍。復以本官兼安東大都護（府）・都督・攝御史中丞・平盧軍節度使・支度・營田・海運大使。云云。

とあり、平盧節度使兼安東都護（府は衍）であつたと記してゐる。吳廷燮の方鎮年表^{卷八}平盧の項には此れを、開元十年の就任としてゐるが、六胡州の攻取が九年であるから、大體當を得たものと云へよう。平盧節度使の都護兼任は此れで愈々確證せられる。都護府が幽州節度使の管内たる幽・平二州を離れて平盧節度使の治所たる營州治若しくはその附近に移されたであらうことは殆んど疑ひない所となる。然らばその治所及び移轉の時期は何時か。唐會要^{卷七}三 營州都督府の項の末尾に

開元十一年三月六日。營州玉田・漁陽兩縣。却隸幽州。安東都護府卻歸燕郡。平州依舊置。

とあつて、開元十一年のこととして

(1) 先に營州が契丹に陥り、幽州に僑置せられてゐた時代に幽州から割屬せられてゐた玉田・漁陽の二縣を幽州に却隸したること

(2) 安東都護府を燕州に却歸したこと

等を記してゐる。都護府を燕郡に却歸したとはあるが、前に燕郡に都護府を置いたことは無いのであるから卻歸の語は穩當を缺く様に思はれる。恐らく此れは都護府を此の時初めて燕郡に移したことを、上文の却隸に引ずられて却歸としたのであらう。

所でそれより前に安東都護の居た平州は開元七年の平盧節度使開設と共に幽州に卻隸し然も平盧は安東都護を兼任してゐたのであるから、七年より十一年迄の間、都護府が平州にそのまま残置せられてゐたとは考へられない。よつて思ふに、開元七年新設の平盧節度使の兼領となつた安東都護府は必然的に平盧の會府たる營州治に移され、次いで十一年、燕

郡に移されたのであらう。燕郡は營州の東方に在る今の義縣に當る。開元十一年より、二年を経た開元十三年になると安東都護府が依然として節度使の隸下に在り乍らも節度使とは別個の人物（薛泰）が都護に任ぜられてゐた確證が見出されるが、かうした別任は恐らく開元十一年の營州治より燕郡への府の移轉と關係があるものと思はれる。要するに都護府は開元七年に平州より營州治へ、同十一年に營州治より燕郡に移つたと解せられるのである。

(リ) 遼西故郡城への移轉

燕郡の安東都護府は更にその東方の遼西郡故城に遷された。時に天寶二年で、その位置は營州の東南二百七十唐里と傳へられてゐる。松井學士は此の都護府のおかれた遼西郡故城を考へて隋唐の史に現れる汝羅城と同一地なりとし、その現位置を大凌河下流右岸に比定し、尙遼史の遼西州も同地なりとしてゐる。註9然し卓見に依れば遼西郡故城、即ち遼西州は同じ大凌河の流域ではあるが稍々地點を異にし、汝羅城の北西、義縣の東南に在り、従つて都護府治も汝羅城ではなかつた様である。尙津田博士は都護府の東遷が天寶二年とあるを疑ひ、それ以前、おそくも開元二十三年には徙されてゐたであらうと推測せられてゐるが、註10此れは開元七年の北遷を見落された爲めの疑惑で、實は史傳をそのままに信じて誤りないのである。東遷の事情及び遼西郡故城の比定は後述する。

(ヌ) 安東都護府の撤廢

安東都護府は肅宗の至德三年（七五八）に至つて撤廢せられた。天寶十四年（七五五）に勃發した安史の亂によつて河北地方が混亂に陥り、その後には此の地方に獨立的な藩鎮が割據して唐朝と東北邊外との陸上交通路が絶たれ、同時に唐の對外活動も永久に積極性を喪つた爲めである。

安東都護府の移動置廢の主要は以上の如くである。勿論、詳考補説す可き點は多い。殊に移轉置廢を行はしめた事情に就いては殆んどふれてゐない。それらは逐次後文に論及することとして、從來所述の沿革を表示すれば上掲の如くなる。

表(二) 安東都護府沿革

年 號	西 曆	沿 革	位 置	現地名
總章元年	六六八	創 置	平 壤	平 壤
(同 二年)	六六九	都護移駐	新 城	撫 順
咸亨元年	六七〇	假 移 轉	遼 東 州	遼 陽
儀鳳元年	六七六	正式移轉	遼東郡故城	遼 陽
二年	六七七	同	新 城	撫 順
聖曆元年	六九八	廢 止		
(長安四年)	七〇四	都護復活	幽州都督兼任	北 京
神龍元年	七〇五	府 復 置	幽 州	同
開元二年	七一四	正式移轉	平 州	盧 龍
同 七年	七一九	同	營 州	朝 陽
同十一年	七二三	同	燕 郡	義 縣
天寶二年	七四三	同	遼西郡故城	義縣東南
至德三年	七五八	撤 廢		

即ち安東都護府が實際に平壤にあつたのは一年餘りであり、創置より撤廢迄の府の壽命は中廢七年を除いて足かけ八十餘年となり、その間の移轉は九箇所に及んでゐる。八十餘年の中、二十九年が遼東、五十五年が遼西である。かうした沿革の事情を説明するものは、此の方面に於ける遊牧・通古斯・漢三勢力の消長、特に通古斯系の高句麗人・靺鞨人の活動で、更に此の通古斯系の中では高句麗遺民の建てた小高句麗國が最も大きな關係を有してゐるのである。

第三項 安東都護府の質的變化

安東都護府に就いてその置廢移動と共に注意すべきはその性格の變化、即ち質的變化である。此の變化は中廢の前後で甚しく、又平壤時代と遼東時代とでも多少の職掌變化が認められる。

民とを上から統督し、併せて新羅・靺鞨を横から監視する現地の最高機關で、軍・民政權を併掌する總督の如きものであつた。然しそれは一年ばかりにすぎず、且つ現實には此の權力を振ふ暇が無かつた。遼東に退いて後には百濟・新羅の統治監視は事實上その職任を離れ、遼東高句麗人の統督・靺鞨人の監視のみとなつた。然しただ範圍の縮少のみで總督的な本質には變り無かつた。それが復置以後は全く一變する。

安東都護府が復置せられた時は唐の武力邊防體制が將に確立せられんとしてゐた時代で、東北邊に於いても先づ幽州節度使が生れた。創置の年に就いては、新唐書^{卷六} 方鎮表は開元二年と云ひ、舊唐書^{卷九} 薛訥傳は更に三年を溯つた景雲元年（七一〇）。玄宗が皇太子として實權を握つた年と云ひ、一致を缺くが、資治通鑑^{卷二} 一〇 は此れを景雲元年十月丁酉の條に繋げ、更に考異に於いて太上皇帝實錄を引いてその誤り無きを論證し、且つ此れが節度使の起りなりと論じてゐる。恐らく正肯の論であらう。此の初代節度使は幽州都督薛訥（仁貴の子）で、舊唐書^{卷九} の傳に依れば幽州都督たると共に安東都護を兼任してゐる。又彼が先天元年（七一二）迄在職したことは津田博士が資治通鑑によつて指摘せられてゐる。即ち武力邊防體制の前線最高機關たる幽州節度使の出現と共に安東都護はその兼任となつたのである。景雲元年は都護府復置の五年目に當るが、實際に都護府が東北經營の實務に當るのは尙此れより後ちであるから、結局復置都護府は節度使の武力援助を仰ぐ體制の下に機能してゐたこととなる。都護府が純通古斯系靺鞨諸部の頻貢を受けて大活動を開始したのは開元二年平州に徙つてからである。そこで當時の状態を見るに、新唐書^{卷六} 方鎮表に依れば時の幽州節度使の所領は幽・易・平・檀・媯・燕六州で明かに平州を領し、且つその所管として營平鎮守使の率ゐる兵團を^{註23}おいてゐる。即ち平州に徙つて活動を始めた都護府は節度使所管の兵團の援護を受けてゐたのである。次いで府が燕郡に進出した時は併せて營州に平盧節度使が置かれてその武力の庇護を受けた。

平盧節度使は幽州節度使と特別の關係をもち、或は幽州の帥が平盧を兼任し、或は平盧を廢して幽州に併合し、或は獨立して居る。詳細は後文に論述するが、その大體の推移は

(1) 創置獨立 開元七年以後

(2) 幽州兼併 同十五、六年頃より以後

(3) 獨立（第二回） 同二十七年末

(4) 幽州兼領 同二十九年

(5) 獨立(第三回) 天寶元年

(6) 幽州兼領 同三年以後

となつてゐる。燕郡に徙つて後ちの都護府は平盧節度使が獨立の時代には必ず平盧の、兼領合併時代は必ず幽州の所管となつてゐた。方鎮表の幽州の項の開元七年の條に

升平盧軍使爲平盧軍節度。中 兼領安東都護及營・遼・燕三州

とあり、舊唐書卷八玄宗本紀・開元十五年五月癸酉の條に

略上。穎王爲安東都護・平盧軍節度大使。

とあるは創置後の獨立時代に、同書卷三地理志の序文に十節度使のことを述べ(天寶元年頃)

平盧軍節度使。鎮撫室韋・靺鞨。統平盧・盧龍二軍・渝關守捉・安東都護府。

とあるは第三回獨立時代に安東都護を平盧が領してゐた例證であり、方鎮表・幽州の項の開元二十年の條に

幽州節度使兼河北採訪處置使。增領衛・相・洺・貝・冀・邢・德・博・祿・營・鄭十六州及安東都護府。

とあるは併合時代の幽州が都護府を領してゐた例證である。かくて燕郡に進出して後ちの都護府は平盧又は幽州節度使の管領下に隸屬せしめられたのである。

節度使が都護府を管領することになつて後ちの安東都護は節度使が依然兼任することもあれば、しないこともあつた。

舊唐書卷一靺鞨傳に依れば、開元十三年の都護は薛泰であるが、後文に詳述する如く時の平盧節度使は臧懷亮で、全く

別人である。同様の例は安祿山の亂に際しても見出される。かく別人の場合も、都護府が節度使の管領に隸してゐた以上、都護は節度使の節制に従つて活動す可きであつたことは云ふ迄もあるまい。つまり都護府はその長官都護の節度使による

兼任から更にその管下への隸屬に移つて行つたのであるが、兼任と云ひ隸屬と云ふも、結局その活動の主體が節度使たることには變りなく、只都護府の地位の低下を示すにすぎぬ、都護府のかかる推移は、要するに北方民族の勢力強大化に對應する唐の武力邊防體制の強化發展の一面に外ならぬものと云へよう。即ち理藩行政は今や強大な武力の背景なくしては不可能となつたわけである。かくて嘗ては現地の獨立最高機關として管内の文武の最高權をもち、独自の理藩行政を展開してゐた總督的な都護は、武力邊防體制の花形たる節度使にとつて代られ、その管領下に沈潜して行つたのである。

安東都護府は管民を統督する爲めに異域の眞只中におかれ、彼等を上から統轄してゐたのであるが、復置後の都護府は中國邊境内の一隅に退き、やはり通古斯系の靺廩に當つてゐたとは云へ、その靺廩の内容は朝貢者の應接・懷柔や内情探察等を扱ふに止まり、僅かに横から監視する程度になつてゐた。

中廢以前の都護府は管内靺廩州の行政を總督するのみで、直接民政の事務は扱つてゐない。所が復置後の都護府は州と同様に直接行政す可き人民を有してゐた。新・舊唐書の地理志・河北道・安東都護府の項を見るに、都護府は明かに道内の諸州と同格に扱はれ、その管戸數を記してゐる。舊唐書に依れば天寶年間に於ける都護府の管戸數五千七百一十八、口數一萬八千一百五十六、それ以前の或る年の戸數一千五百八十二とある。^{註23}後述する如く天寶の五千餘戸は遼西郡故城時代の、一千五百餘戸は燕郡時代のものである。即ち内地の一隅に退いた都護府は自らの管民一千餘戸乃至五千餘戸を有する一地方行政單位と成り下つてゐたのである。その管戸數は當時の一小縣程度であるが、地理志は明かに此れを州格として取扱つてゐる。新唐書^{卷六}方鎮表・幽州の項の開元七年の條に

升平盧軍使爲平盧軍節度。

中略

兼領安東都護及營・遼・燕三州。

とあり、同二十年の條に

幽州節度使兼河北採訪處置使。增領衛・相・洛・貝・冀・邢・德・博・祿・營・鄭十六州及安東都護府

とあるのも亦安東都護府を州格に扱つてゐる例である。

中廢前の都護府が鎮兵を有してゐたことは已述の如くであるが、復置後の都護府もやはり自らの兵團を有してゐた。詳細は後述するが、開元二十五年頃の狀態を述べた六典^{卷五}の八節度使の條には此の復置都護府の兵團を安東鎮守と呼び、

新唐書の地理志には安東守捉と記されてゐる。鎮守・守捉は軍・城等と共に武力邊防體制の基幹をなした邊境の軍團を呼ぶ語である。所が舊唐書^{卷三}地理志の序文その他資治通鑑^{卷二}天寶元年正月の條、通典^{卷一}州郡序目下等に引かれてゐる

軍團名を見るに、安東鎮守・安東守捉の名は無く、安東都護府を以て他の軍團名と並べ、その兵力八千五百人、馬七百匹とある。都護府は元來軍事機關ではないのであるから、此れは寧ろ安東守捉とす可きである。都護府を軍團名と同等に扱つてゐるのは自らの兵團を有してゐた爲めに外なるまい。即ち都護府は自らの兵團をもち、天寶初年にはその兵力一萬に近かつたのである。然し邊境の軍團に對する最高の統帥權は節度使に在り、且つ安東都護府は明かに節度使の所管に屬したのであるから、その直轄兵力の運用も節度使の統帥下に行はなければならなかつたのである。此の點、當初の都護府が自ら統帥權を有してゐたのと大いに異なる。邊境の一小州と化した安東都護は尙若干の瀋州を有ち、此れを横から監察してゐた。その州に就いては後文に詳考するが、舊唐書の地理志に十四とあり、新唐書の地理志に二十三とあつて明かに増減變遷のあつたことを示してゐる。但しかうした瀋州は邊境の要州、特に都督州には概ね附屬してゐたのであるから、此れを以て州格化した都護府の特色とすることは出来ない。寧ろ都護府は在邊境の一小都督州に化してゐたと見ることが最も妥當であらう。

以上を要するに、大唐全盛期の廣大な服屬地を總督する現地の最高機關として文武の權を兼有し、華やかな國際舞臺に活躍した安東都護府は、やがて反擊に轉じた北方民族の攻勢に壓迫せられて聖曆元年の廢止となり、神龍元年、漸く唐に再反擊の動きが生ずると共に復置せられたとは云へ、時代の大勢は唐に武力邊防體制の確立を要求してゐた爲め、理藩行

政も此の武力主義の花形たる節度使の手に移り、復置都護府はその管内一隅の地に踞跡し、自らの管民と兵團とをもち、若干の羈糜州を有する一小州化して節度使の隸下に沈潜し去つたのである。尙此の様な變化は安東都護府に限らず、凡ての都護府がおそかれ早かれ辿つて行つた運命で、いはば時代の^註大勢であつたのである。

安東都護府は、上述の如く、その治所・管域・権限・機能・地位・性格等全面にわたつて大變化を見せたが、只一つ一貫して變らぬものがあつた。それは高句麗遺民あつての安東都護府と云ふ關係である。安東都護府は高句麗故領の遺民を統督し、併せて百濟の遺民を扱ひ、その必要から新羅・靺鞨の動きを看視する爲めに創置せられたものであるが、半島撤退と共に僅かに年餘で百濟・新羅等韓民族系勢力との關係は殆んど絶たれ、只遼東高句麗人と靺鞨との關係が保持せられ緊密化せられて都護府最後の日に及んだ。勿論、その關係の内容は都護府の變化に暗示せられてゐる如く大きな推移を辿つたが、とにかく高句麗遺民あつての都護府なる根本の關係には變り無かつた。都護府の廢絶は唐と高句麗遺民との直接の繋りが斷られたことを意味する。但しそれは遺民の消散を意味するものでは無く、唐の内亂による邊外からの大後退を意味するものである。かうした關係から、上述の安東都護府の沿革が有つ歴史的意义は高句麗遺民の研究を俟つて初めて理解せられ、又逆に高句麗遺民の活動の歴史を考察するに當つても、史料を専ら中國所傳のものに依らざるを得ぬ現状として、中國の此の方面の擔當機關であつた安東都護府との關係を通して行ふのが最上の方法である。

第四項 安東都護府の羈糜州

安東都護府の羈糜州に就いては二通りの傳がある。先づ舊唐書^{卷三}地理志・河北道・安東都護府の項を見るに、都護府の沿革を述べた後ち

初置。領羈糜州十四。戶一千五百八十二。去京師四千六百二十五里。至東都三千八百二十里。と記し、續いてその十四州名を擧げ

新城州都督府。遼城州都督府。可勿州都督府。建安州都督府。南蘇州。木底州。蓋牟州。代那州。倉巖州。磨米州。積利州。黎山州。延津州。安市州。

とある。即ち十四州中の四州は都督州である。更に續いて

凡此十四州。並無城池。是高麗降戶。散此諸軍鎮。以其酋渠爲都督・刺史、羈縻之。

として十四州が何れも高句麗人を編民とし、長官、都督・刺史は皆高句麗人巨酋を以て充ててゐたとある。「無城池」と記してゐるが、大高句麗時代にはこれらの地に何れも堅固な城の築かれて居たことが明傳せられてゐるから、右記事が眞實なりとすれば、それは大高句麗滅亡の後彼等の叛據を豫防する爲めに取壊されたのであらう。縣名はあがつてゐない。尙右に續けて

天寶戸五千七百一十八。口一萬八千一百五十六。

とあるが、此の戸口は、上文に見える戸一千五百八十二と共に、十四羈縻州の高句麗人戸口では無く、安東都護府が州格の行政機關として自ら直轄してゐた管民、即ち遼西の漢戸でなければならぬ。十四州の高句麗人戸は所傳がないわけである。

此の十四州に就いて先づ問題となるのは、此れが何時頃の狀態を指したものであるかと云ふことである。津田博士は右にあげてある京師から都護府への里數と、新城が十四州の首位に置かれてゐる點とから考へて、新城駐治時代（儀鳳二年↓聖曆元年↓六七七↓六九八）のものゝ推斷せられてゐる。里數と新城首位の列擧の仕方とが新城時代のものであることは確にその通りであるが、そこに併せ掲げてゐる戸數は開元二十八年、即ち都護府の在燕郡時代のものゝ解せられる。新舊唐書の地理志の戸數が共に開元二十八年の戸部計帳に依つてゐることはその序文に記述してゐる所であり、又地理志の各州個々に就いて見るも、開元二十八年の數に據りつつ、時に天寶年間の數を併記補足してゐることが認められる。即ち

舊唐書の安東都護府に關する記事は、その直轄漢人戸數に就いては開元二十八年の在燕郡時代のものを採り、更に天寶年間の在遼西郡故城時代のものを以て補足し、里程數及び州名列舉の順位は在新城時代のものを採り、それらを綴り合はしたものである。尙列舉順位の習慣は一度出來上ると後年迄残る可能性があるもので、此の列舉州數を新城時代のものと斷し去るには尙多少の考慮を拂ふ必要がある様にも思はれる。

次に大きな問題となるのは、十四州各々の現位置と、此の十四州を包括する全地域との比定である。十四州の現位置はその二三を除く外、殆んど已に論究せられてゐるので、その成果を採つて表示する。尙序に十四州の大高句麗時代の名稱

州名	大高句麗名	現位置	同上考證論文
新城州	新城州 仇次忽	撫順東北の北關山城	滿鮮地理歴史研究報告第一六所收池内博士「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」 同右。その他諸論文
遼東州	遼東州 烏列忽	遼陽	同右
哥勿州	甘勿主忽 甘勿伊忽	木奇・輯安を結ぶ街道上の一地点	同右
建安州	建安城	蓋平東北二邦里餘の高麗城子	歴史地理四九の一、島田好氏「高句麗の安市城の位置に就いて」
南蘇州	南蘇城	撫順東方七十支里薩爾濟城	高橋匡四郎氏「蘇子河流域に於ける高句麗と後女眞の遺蹟」
木底州	木底城	蘇子河中流、木奇の西北、水手堡子の高麗大城	前出高橋氏論文
蓋牟州	蓋牟城	撫順千金寨西方の古城子	稻葉博士選曆紀念論文集所收、園田一龜氏「高句麗の蓋牟城に就いて」
代那州	蒼崑城	?	
倉巖州	蒼崑城	興京舊老城	前出高橋氏論文

をも併記して相互の關係を窺ふ参考に供する。相互の關係に就いての詳細は後文に更めて論述することとしここでは簡単に扱つておく、表中の延津州のみは愚考の結果に依る。表によつて明かな如く、位置の全く不明のものや、漠然と方位を推定し得る程度のもの等を含んでゐるが、此れを總括した大體の地域は明かとなる。即ち北は鐵嶺附近を

磨米州	磨米城	遼陽附近と推定	前出池内博士論文
積利州	積利城 赤里忽	鴨添江下流右岸の一地と推定	同 右
黎山州	梨山城 加戸達忽	遼陽東南方の一地と推定	滿鮮地理歴史研究報告第一所收、津田博士「安東都護府考」
延津州	—	鐵嶺附近	遼史卷三八地理志・銀州 <small>註26</small> の條
安市州	安市城 安寸忽	海城の東南約三邦里の英城子	前出島田氏論文

安東都護府の羈糜州で、恐らく中廢前の體制であらうと想はれる。舊唐書・地理志の「初置・領羈糜州十四」とする初置も、右の意味で信賴して差支へない様にも考へられる。

次に此の十四州の名を高句麗國健在時代に求めるに、その十二州迄を確認することが出来る。従つて十四州は高句麗の州・城制に基きつつそれを整理して出來た都護府の羈糜州であつたことが察知せられ、舊唐書の「是高麗降戶」とある傳への正しいことが判る。高句麗の故地を州縣制に編制せんとする企ては安東都護府の平壤創置の際に第一回が試られたが、四十二州（中九州は都督）の計畫は全く机上案に終つた。次いで咸亨三年、薛仁貴によつて遼東に州縣列置が行はれた。此れが第二回である。泉男生墓誌（滿鮮地理歴史研究報告十六冊所引）に

儀鳳二年。奉勅存撫遼東。改置州縣。

とあるは第三次の整備である。十四州はかうした何回かの整備の結果であらう。

次に新唐書卷四地理志・羈糜州・河北道の項を見るに、舊唐書の十四州よりも九を増して二十三州（中九州は都督州）を擧げてゐる。左に列擧する（○印は舊唐書に見えるもの）。

限り、東は鎬京老城の附近一帯を含み、南は鴨添江下流右岸と蓋平とを結ぶ線に達し、此れらの四點を結ぶ遼東の地、即ち大體漢初の遼東郡の地を包括して居たこととなる。此れが或る期間に於ける

○南蘇州 ○蓋牟州 ○代那州 ○倉巖州 ○廳米州 ○積利州 ○黎山州 ○延津州 ○木底州 ○安市州 諸北州
識利州 拂涅州 拜漢州

○新城州都督府 ○遼城州都督府 ○哥勿州都督府 衛樂州都督府 舍利州都督府 居素州都督府 越喜州都督府 去
旦州都督府 ○建安州都督府

新唐書はこれら二十三州を以て「右隸安東都督府」とし、「隸安東都護府」としてゐない。此の新唐書に新に見える九州に就いて先づ第一に問題となるのはその位置であるが、未だその專攻の論究なく、従つて大部分不明である。只識利・越喜・拂涅の三州のみ略々此れを現位置に比定することが出来る。

先づ識利州に就いて考へるに、此れが鐵利州の譌なる可きは己に津田博士の説かれてゐる如くである。^{註27} 所で遼史^{卷三}八

地理志・東京道・廣州の條に
廣州。^中略。渤海爲鐵利郡。太祖遷渤海人建鐵利州。統和八年省。開泰七年。以漢戶置。

とあり。同書^{卷六}食貨志・坑冶の項に

神冊初。平渤海得廣州。本渤海鐵利府。改曰鐵利州。

とあつて、神冊(九一六—二二)の初め、阿保機が渤海の鐵利府を取りその民を以て鐵利州を置き、後ち廣州と改めたたと傳へてゐる。然し阿保機が渤海を滅したのは天顯元年(九二六)で、それ迄の阿保機は慎重に渤海の直轄領を侵しては居ない。従つて神冊の初めには渤海は極めて無事で、「平渤海得鐵利府」等のことはあり得なかつた。渤海の鐵利府は鐵利靺鞨を征服してそこに置いたもので、鐵利靺鞨の住地及び鐵利府の所在に就いては諸説があるが、今の阿勒楚喀河流域説が最も有力な様に思はれる。^{註28} 渤海の健在な時に當り、かかる奥地に契丹が侵入し得る筈はない。此れは遼東に在つた都護府時代からの鐵利州を取つてそのまま契丹の鐵利州としたのを、その名稱が全く同じである所から阿勒楚喀の鐵

利府と混同せられて生じた誤傳であらう。従つて契丹の遼東に在つた鐵利州と都護府下の鐵利州とは同一地のものと考へられる。即ち都護府下の鐵利州は都護府が廢絶した後にも存續して唐末・五代に及び、更に契丹の領下に入つても久しくその名を存し、やがて廣州と更められたこととなる。而して此の廣州は今の奉天の西南六十清里の彰驛站に當るから、都護府下の鐵利州も此所に在つたわけである。

次に遼史卷三地理志・東京道・信州の條を見るに

信州。中略本越喜故地。渤海置懷遠府。今廢。云々。

とあつて信州が越喜の故城に置かれたものであり、そこは渤海の懷遠府であつたと云ふ。契丹の信州に就いては今の懷德縣附近ならんとする通説に對し、吉林省西部の長嶺縣の西南に當る新集敵(新安鎮)に比定する新説がある。比定の根據は主として新集を信州の訛とするに在る。何れにしても東遼河の北に在る。武經總要卷一邊防・戎狄舊地の信州の條に「地有黃龍縣」とあるは、此の所傳の信憑性如何は別として、それが故の黃龍府(農安の西南)に近い地であつたことを窺ふ參考にはならう。此の信州を越喜の故地と云つてゐるが、それは鐵利州の例の如く、安東都護府下の越喜都督州の故地を指してゐるのであらう。遼史が此れを「渤海置懷遠府」と云つてゐるのは誤りである。渤海が懷遠府を置いたと云ふ越喜鞞鞞の住地は、同じく渤海が鐵利府を置いた鐵利鞞鞞の東方、恐らく今の瑪額河流域方面であらうと推定せられる。註31右に云ふ信州の前身の越喜とは明かに別個のものである。此の遠く離れた兩者を同一のものゝの如く遼史が扱つてゐるのは、名稱の共通によつて生じた混同で、鐵利の場合と全く同じ誤りである。冊府元龜卷九外臣部・國邑門に

鞞鞞勃海鞞鞞 在高麗之北。中略南與新羅相接。註32越喜鞞鞞。東北至黑水鞞鞞。

とあり、同書卷九外臣部・土風門にも此れと同一記事があつて、渤海國の西境は越喜鞞鞞に接してゐたと云ふ。尙同卷には渤海國の前身たる振(震)國の條にも此れと同じ記事を傳へてゐる。註33此の渤海(震)國の西境に接してゐたと云ふ越

喜靺鞨とは必ずや都護府管下の越喜州と同じものであらう。懷遠府に編制せられた奥滿洲の越喜靺鞨は、新唐書卷二 靺鞨傳に

又有拂涅・虞婁・越喜・鐵利等部。其地南距渤海。北東際於海

とある如く、明かに渤海國の北に當つてゐたのであるから、兩者は峻別せらる可きものである。而して遼史の地理志に従つて信州（今の懷德若しくは新安鎮）方面を越喜州に比定すれば正に渤海國（震國）の西境に接してゐたこととなる。尙卷三 遼史地理志・東京道に依れば、韓州（今の八面城）の郭下柳河縣はもと越喜縣の地であつたとあり、又銀州（鐵嶺）の最初の郭下縣であつた新興縣も越喜國の故地であつたと傳へてゐる。遼史の東京道の項は種々の誤りが多いので、これらの諸傳に就いても即信することは危険で、充分検討を要するが、越喜人の散布地域が廣かつたらしい印象を受けらる。渤海（震）國の西境外の代表勢力として越喜靺鞨を擧げてゐるのも、それが大部族であつたことを想はしめる。尙この越喜に就いては究明す可き問題が多いのであるが、都合上後文にゆずる。鐵利・越喜兩州と同名の靺鞨族が奥滿洲に居たのと同様、拂涅州と同名の靺鞨族も亦瑚爾哈河流域以東日本海に至る廣大な地域に跨り住し、此れ亦渤海が併呑してその中心地に東平府を置いたことは新唐書卷二 渤海傳及び靺鞨傳に傳へてゐる所である。此の拂涅靺鞨と都護府下の拂涅州とはやはり別個のものである。遼史卷三 地理志・東京道・遼陽府下紫蒙縣の條に

紫蒙縣。本漢鏤芳縣地。後拂涅國置東平府領紫蒙縣。後徙遼城。併入黃嶺縣。云云。

とて拂涅國のあとに置いた東平府の紫蒙縣を遼城州の所管に移し黃嶺縣に併入したとあり、拂涅國と遼城とが所管を接してゐたことを察知せしめる。然し渤海が東平府をおいた拂涅靺鞨の地は今の蘇滿國境に近い東寧附近に比定せられるから右に云ふ拂涅國とは此れでは無く、安東都護府下の拂涅州であり、それを名稱の共通から遼史が混同したものであらう。即ち拂涅州は遼陽と州境を接してゐたのである。遼史の同卷・遼州の條に

遼州。中。略。本拂涅國城。渤海爲東平府。

とて遼州は拂涅國の故城に置いたとある。此の拂涅國とは拂涅州のことで、「渤海爲東平府」とあるは遼史の混同である。此の遼州は今の鐵嶺の南西、遼河右岸の遼濱塔の地に當り、遼陽にも遠くない。拂涅州は即ち此所に比定せられる。新唐書に新しく見える都護府瀋陽の九州中、その位置を知り得るのは三州にすぎないが、此の三州の地を見るに、北は舊唐書十四州時代の北限たる開原を越えて東遼河の北に及び（越喜州、）西は十四州の西境附近に集つて（拂涅・鐵利）ゐる。他の六州が不明の爲め確言は出来ないが、恐らく右三州附近に置かれ、従つて九州増置により從來の管域の西北方面が擴張充實せられたものと解せられる。

次に九州増置の時期であるが、その考證は複雑なので便宜上後文にゆずり、大體開元末天寶初年（七四〇年）前後であつたことを一言しておく。當時は西に復興突厥の瓦解あり、東に渤海國の大發展があつて、九州増置は此の形勢の一餘波であつた。詳しくは後述する。

新唐書の九州が都護府瀋陽下の實在州であつたことは右三州の例から紛れない。津田博士は此の九州を以て遙か東北奥滿洲より唐に入貢して來た靺鞨諸族を遠く瀋陽する爲めにその酋長に授けたものすぎず、府の管域内に在つた州でないとしてゐるが、それは明かに誤りである。此の誤解の因は九州中に越喜・鐵利・拂涅等の奥滿洲に居た靺鞨の大部族の名稱と共通のものがあつたことに在る。此の名稱の共通は九州の由來を解く最大の手掛りとなるものであるが、津田博士の解釋が誤つてゐる以上、兩者の關係に就いて別に合理的な考解を立てる必要がある。九州に關する問題は多い、その主なものを列擧すると

- (1) 位置の問題（九州中の不明六州）
- (2) 設置の由來（設置の事情と時期）

(3) 州名と靺鞨族との同名の由来

(4) 九州民の族種

等である。時期に就いては一言した。同名の関係は此れら九州が奥滿洲の同名部族の來逃者を以て置いたことに因り、來逃の原因は北進主義をとつた渤海の壓迫を免れんとしたものである、従つて九州民は濊貊系の高句麗人と異り、純通古斯系である。此れらの詳細な考證は後章に逐次行ふ。史料の乏しい此の方面の研究は史料の便宜に従つて考究の順を立てざるを得ない爲めである。新唐書は右九州を従來の十四州に加へた二十三州を一括して「高麗降戶州十四・府九」と記してゐるが、正しくない所傳である。又同書は二十三州を「右隸安東都督府」とし、「隸安東都護府」としてゐない。此のこゝから右二十三州が都護府中廢時代、即ち都督府への降格時代のことであらうと斷ずるは早計である。此の問題の解決は小高句麗國と唐との關係を明かにすることによつて初めて可能となるもので、此れ亦後文にゆずらざるを得ない。

以上は主として都護府下の高句麗人の靺鞨州に關する考察である。都護府には更に靺鞨人の看視羈縻と云ふ職責があつた。そこで次に此の面に就いて概観しておく、中廢以前の現地を駐時代の都護府が靺鞨の監察を掌つてゐたことは、その治府がそれに最も有利な新城をえらんでゐた一例からも察せられ、又舊唐書^{卷一九}高句麗傳に

儀鳳中。高宗授高藏開府儀同三司・遼東都督・封朝鮮王。居安東鎮本蕃爲主。高藏至安東。潛與靺鞨相通謀叛。事覺。云云。

とて安東が靺鞨の動きを看視してゐた事例も見出される。此の職責は中國邊境内の一隅たる遼西に退いた復置後の都護府にも引繼がれてゐた。

舊唐書

^{卷三}地理志の序文の十節度使のことを述べた中に、平盧に就いて

平盧軍節度使。鎮撫室韋・靺鞨。云云。

とある。此の靺鞨は黒水・拂涅・越喜・鐵利等の奥滿洲に居た純通古斯系靺鞨諸族を指すと共に、當時粟末・白山等の濊貊系靺鞨と奥地の高句麗遺衆とを統合してゐた渤海國をも指し、寧ろその中心は此の渤海に在つたと思はれる。渤海は節度使發展期たる開元天寶時代を通じて渤海靺鞨と呼ばれ、純通古斯系の上述諸靺鞨と對立する一團の靺鞨勢力として扱はれ、且つ最も有力な代表的靺鞨と見なされてゐた。單に靺鞨と稱して渤海國を指してゐる事例は頗る多いのである。渤海の入唐幹線路は二つあり、一は山東に入る海路、一は營州を經由する陸路である。開元・天寶時代は此れらの諸靺鞨が營州を經由して盛んに入貢してゐたので、平盧をして此れが鎮撫の任を負はしめたのである。靺鞨の鎮撫が平盧節度使の任とせられた以上、それに伴ふ外交折衝は安東都護の役目であつた。然し都護は節度使の兼任する場合が多かつたので、事實上は此の兼任の形を通じて鎮撫に伴ふ外交も節度使一身に併せ統轄せられてゐたわけである。そこでここには節度使の隸下に都護が別任せられてゐた場合の例を擧げておく、

開元十年、松花江下流域に據る黒水靺鞨が唐に入貢してその地に唐官の差置を請うた。その詳細は別に述べるが、それは渤海の北進に對抗する爲めであつた。此れに對する唐の處置は新舊各唐書の靺鞨傳に傳へられてゐる。舊唐書に依るに

開元十三年。安東都護薛泰請。於黒水靺鞨內置黒水軍。續更以最大部落爲黒水（都督）府。仍以其首領爲都督。諸部

刺史隸焉。置長史（華）就其部落監領之。

とあり、十三年、黒水靺鞨を都督府・州に編制し、中國の官吏を置いて監領せしめたと云ふ、つまり靺鞨州に編制したのである。而して此れを扱つたのは都護の薛泰で、彼が節度使でなかつたことは先に一言した如くである。都護府は節度使の隸下に入つたと云へ、靺鞨の靺廝を都護府の任とする傳統の存続してゐたことを知る。節度使は都護の兼任又は管領によつて此の靺廝權を收めてゐたわけである。右文の續きに開元十六年に至り黒水靺廝の責任を幽州に移したことが見えるが、此れは已述の如く平盧が幽州盧龍軍節度使に合入した爲めである。因みに、開元十三年以後、唐の官吏が黒水靺鞨

の地に入り込んだ結果として松花江最下流域より黒龍江下流域の事情が判り、更に樺太との交渉も初まるのであつて、新唐書の傳にさうしたことが書かれてゐるのはかかる事情に因るのである。

以上を要するに、安東都護府は高句麗の遺民を主體とする遼東の諸州を羈縻し、その關係から奥滿洲の靺鞨の動きを監視するのが一貫した任であつた。その羈縻監視の範圍・方法等は都護府の性格の變化と表裏して變つてゐるが、右の一點丈は不變であつた。

以上、安東都護府に就いて考説した所は主として小高句麗國研究の前提としての立場に立つたもので、都護府自體の研究としては不完全であり不充分である。然し此の不完全・不充分は小高句麗の研究による外、補足の方法がないのである。然も亦小高句麗國の研究は安東都護府の研究を前提に行かなければ殆んど不可能である。つまり安東都護府と小高句麗國との研究は互に相表裏し、その一方のみの考察では不完全・不充分に終らざるを得ないのであり、逆に云へば共に並行して完成する研究課題である。

第五項 唐代使用の「安東」の指稱内容

唐宋時代の地方行政は州縣制であるが、此の制度の下に於いて使用せられた「某州」の語の指稱内容には凡そ三つあつた。州廳・州郭・州城がそれである。當時の文獻によく見える「州に詣る」の州は第一の「某州を發つ」の州は第二の、「某州戸若干・口若干」の州は第三の用例である。實用の例は第三の場合が最も多い。縣も略々同様である。而してかうした指稱内容の並用は「安東」に就いても見受けられる。

先づ安東は安東都護府の管内全域を指す語として盛用せられてゐた。唐會要卷九 高句麗の項に

儀鳳中。高宗授高藏遼東都督府符封朝鮮郡原王。居安東領本蕃爲主。高藏至安東潛與靺鞨相通謀叛。事覺。云云。

とあり、舊唐書卷一 高麗傳にも此れと同様の記事があつて高藏の安東遣歸を傳へてゐるが、資治通鑑卷二 唐紀・儀鳳二

年二月丁巳の條には

以工部尚書高藏爲遼州都督。封朝鮮王。遣歸遼東。安輯高麗餘衆。云云。

とあり、新唐書卷二高麗傳の記事も此れと同じで、高藏の遼東遣歸を傳へてゐる。共に同一事實に關する記事であるか

ら、先の安東は後の遼東に當る。即ち安東都護府の管域を意味する安東の例である。舊唐書卷九高麗傳に

聖曆元年。進授左鷹揚衛大將軍封忠誠國王。委其統攝安東舊戶。事竟不行。二年又授高藏男德武爲安東都督以領本

蕃。自是高麗舊戶在安東者漸寡。云云。

とあり、冊府元龜卷九外臣部・繼襲門、新唐書卷二高麗傳、高會要卷九高句麗の項等にも此れと同一、又は一部同一の

記事をのせてゐるが、此の安東も亦安東都護府の管下たる遼東を指したものである。

開元二十五年の式と云はれる唐水部式に

安東都里鎮防人糧。令萊州召取當州經渡海得勳人暗知風水者。置海師貳人拖師四人。隸蓬萊鎮。

とて安東の都里鎮と見えてゐる。都里鎮は旅順で、山東の對岸に在り、そこには唐の軍隊が駐屯して山東より補給してゐたと云ふから、都護府の羈縻地と云ふよりも唐の直轄であつたと見る可きである。當時遠く營州に在つた都護府が羈縻して居たと見るより山東に聯絡する直轄領と解するのが妥當であらう。して見ると、右の安東は安東都護府の所管とは關係なく、單に遼東の意味に於ける用例となる。新唐書卷四地理志に引く賈耽の道里記に

一曰。營州入安東道。二曰。登州海行入高麗。渤海道。云云。

とあるが、道里記の撰は都護府が全く撤廢せられてから四十年も後ちの貞元年間であるから、此の安東も都護府と關係のない單なる遼東の意味の用例である。かうした用法は都護府管域たる遼東を指す安東の用法の擴大であらう。

都護府廳又は都護府治を指す安東の例に就いて見るに、此の場合には多く安東府と稱せられ、安東と略されてゐる場合は

少い。舊唐書^{卷五} 高宗本紀・上元三年（儀鳳元年）二月甲戌の條に「移安東都護府於遼東」とあるのを同書^{卷三} 地理志
・河北道・安東都護府の條には

上元三年二月。移安東府於遼東郡故城

とある安東府や、同書^{卷八} 地理志・序文に

今舉天寶十一載地理。唐土。東至安東府。西至安西府。南至日南郡。北至單于府。

とある安東府（當時は遼西郡故城）は何れも都護府治を指す用例であり、泉男生墓誌の一節に

以儀鳳四年正月廿九日遘疾。薨於安東府之官舍。春秋卅有六。

とある安東府は府廳の例と見るを得よう。而して舊唐書^{卷一九} 高麗傳に

高麗至安東。潛與靺鞨相通謀叛。事覺。召還配流卬州。并分徙其人。散向河南・隴右諸州。其貧弱者。留在安東城傍

とある記事の「至安東」は遼東の意味の安東、「安東城傍」の安東は府治の安東でなければならぬ。資治通鑑^{卷二} 唐紀・

・總章二年の四月と六月との間の條に

高麗之民多離反者。勅徙高麗戶三^二之。萬八千二百於江淮之南及山南・京西諸州空曠之地。留貧弱者。使守安東。

とある安東は明かに遼東のみならず、未だ唐が放棄してゐなかつた半島をも含む都護府管下の地域を指してゐるが、半島は占領直後から混亂状態を續け、事實上一年餘りで放棄したのであるから、半島を含む安東の使用は年數短かく、その用例は少かつたと想はれる。

安東都護府は聖曆二年に中廢を見、代つて安東都督府がおかれた。此の時代も亦安東及び安東府の語はそのまま使用出來た筈であり、且つ遼東・府治・府廳を指す安東の三用法も並存し得た筈である。後述する如く、都護府が復活して後ちも此の安東都督府は存続したものの如くである。して見ると、都護府復活以後の安東府には都護府と都督府との二つがあ

つたこととなる。詳細は後述する。

以上の如く、安東の指稱内容には府廳・府治・府の管域たる遼東の三用法が並存し、更に府の管域たる遼東を指す安東は用法を擴大して府と必ずしも關係なく遼東の同義語として用ひられ、又府廳・府治を指す安東府は後に都護府と都督府との二つに對して用ひられてゐるのであるから、當時の文獻に接するものは、そこに現はれる安東が此の諸用法の何れに屬するものであるかを一々吟味して行かなければ當時の遼東に對して正しい認識を失ふ危険がある。此所に「安東」の指稱内容に就いて敢て紙幅を費した所以である。

註

1 第一回、貞觀一九・二〇年。第二・三回、同二一・二二年。

第四回、永徽六年。第五回、顯慶三・四年。第六回、龍朔一

・二年。此れに最後の討滅戦を加へて都合七回。

2 滿鮮地理歴史研究報告第十六所載、池内博士「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」参照。但しその中の扶餘城攻略に就いては卓見と全く異なるので、史淵第四輯所載の拙稿「總章元年唐將薛仁貴の攻陥せる扶餘城」、及び同誌四九・五一・五二輯所載の拙稿「渤海の扶餘府と契丹の龍州黃龍府」等を参照。

3 安東都護府に就いては滿鮮地理歴史研究報告第一所載、津田博士「安東都護府考」があり、主としてその置廢と移動地點及び瀋陽諸州の位置等を考察せられてゐる。同報告第十二所載、池内博士「高句麗滅亡後の遺民の叛亂及び唐と新羅との關係」なる論文の第一章、及び前出「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」第五章も安東都護府で、津田博士の論及せら

れなかつた點にふれられてゐる。本稿は此れが先人の御勞作に依つたが、又獨自の見解も少くない。

4 十節度使の兵力は所傳によつて多少出入りがある。本表は資治通鑑卷二に依つた。

5 前出「安東都護府考」

新唐書卷二〇高麗傳。資治通鑑卷二〇一總章元年十二月丁巳の條。

6 舊唐書卷九地理志・安東都護府の條。新唐書卷五地理志・安東都護府の條。唐會要卷七安東都護府の條。新唐書卷一薛仁貴傳等。

7 四十二州一百縣に普く華人を置くこととしたと見るよりも要地にのみ置くこととしたと見るのが、他の例から推して妥當

なのではないかと思はれる。

8 舊唐書卷八薛仁貴傳にも同記事あり。尙兩傳を通じて彼の新城移治の年を傳へた記事は無いが、それが總章二年と推定せられることは、池内博士の前出論文「高句麗滅亡後の遺民の叛亂及び唐と新羅との關係」中に論述せられてゐる。

唐の高句麗討滅と安東都護府

9 歴史地理四九ノ一所載、島田好氏「高句麗の安市城の位置に就いて」

10 以上、高句麗遺民の叛亂に就いては、前出「高句麗遺民の叛亂及び唐と新羅との關係」に依る。

11 司馬光は此の移駐を以て儀鳳元年のことと解し、儀鳳元年の出来事をそれより前の咸亨元年の出来事を述べた序に言及したものと見てゐるが、さうでないことは池内博士が前出の論文に指摘せられてゐる如くである。

12 滿鮮地理歴史研究報告第十六所載、池内博士「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」參照

13 三國史記卷三地理志・第四篇所收の古記録には高句麗の鴨綠江以北に於ける州六、城二十六の名稱をあげてゐる。此れは唐が高句麗を討滅する直前のものである。

14 資治通鑑卷二〇同年月の條。新唐書卷三地理志・河北道・安東都護府の條。唐會要卷七安東都護府の項等參照。

15 前出、津田博士「安東都護府考」

16 註16に同じ。

17 註15に同じ。

18 滿洲歴史地理第一卷、松井等氏「隋唐二朝高句麗遠征の地理」註15に同じ。

19 註15に同じ。資治通鑑卷二〇先天元年三月丁丑の條に左羽林將軍孫佺が幽州に入り、薛訥は并州(太原)に徙され、幽州に入つた孫佺は直ちに契丹を伐つて營州を恢復せんとしたが、却つて奚兵の爲めに大敗したことを述べてゐる。尙節度使の起原に就いては、故岩佐精一郎氏の遺稿中に専考の一稿が收められてゐる。

22 新唐書卷六方鎮表・幽州の項。

23 舊唐書卷九地理志・河北道・東都護府の條。

24 例へば單于都護府や安北都護府等も關内道の邊境に引揚げ、新唐書卷七地理志・關内道の項に依れば、前者は金河縣を、後者は陰山・通濟二縣を管し、その戸口數は、前者は二千一百五十五戸、六千八百七十七口、後者は二千六百、七千四百九十八口を計へたと云ふ。縣を統轄してゐる點で愈々州格化してゐたことが認められる。

25 前項「安東都護府の質的變化」參照

26 遼史卷八地理志・東京道・銀州の郭下縣たる延津縣の條に

延津縣。本渤海富穡縣。境有延津故城。更名。とある。記事の内容全體に就いては吟味を必要とするが、とにかく延津の故城が銀州治に近い所に在つたことは充分認められる。銀州が鐵嶺の地なることは已に論究せられてゐる所であるから、延津州も鐵嶺附近と見てよいわけである。

27 前出、津田博士「安東都護府考」

28 帝國學士院紀事第二卷第三號所載、拙稿「後渤海の建國」參照

29 滿洲歴史地理第二卷所載、松井等氏「滿洲に於ける遼の疆域」

30 東洋學報三三の二所載、和田博士「魏の東方總略と扶餘城の問題」註18に同じ

31 原文に此の兩字を脱してゐるが、外臣部・土風門の記事に依つて補ふことが出来る。

32 右は後文に詳述する如く開元末天寶初年頃以後の形勢を述べたものである。

33 註29に同じ。

34 註29に同じ。

35 註29に同じ。

36 註29に同じ。

37 註29に同じ。

Subjugation of *Kao-kou-li* by *T'ang*
and the *An-tung-tu-hu-fu* 安東都護府 by K Hino

After *T'ang* destroyed *Kao-kou-li* 668 A. D., and brought the family of their king into the interior region of *T'ang* and dealt them tolerantly. In order to govern their old territory over both South-Manchuria and North-Korea, *T'ang* established *An-tung-tu-hu-fu* (it's meaning is the office of the Governor-General to govern the eastern territory) on *Ping-jang* 平壤. But soon it was put under the attack of *Hsin-lo* 新羅 and the remaining people of *Kao-kou-li* 高句麗. And so *T'ang* retreated into *Liao-cheng* 遼城 (it is Liao-yang 遼陽 of today), and then removed *Sin-lo* 新城 (*Fu-shun* 撫順 of today), abandoned Korea, and kept only South-Manchuria. 698 A.D. *T'ang* abolished the *Tu-hu-fu* and abandoned Manchuria, too. *T'ang*, 704 A.D., re-established *Tu-hu-fu*, but it was not the office of the Governor-General to govern Manchuria, but only a diplomatic organ

to deal with different forces in Manchuria. After it was successively posted on *Yu-chow* 幽州 (*Pe-king* 北京), *P'ing-chow* 平州 (*Lu-lung* 盧龍), *Ying-chow* 營州 (*Ch'ao-yang* 朝陽), *Y'en chun* 燕郡 (*I-hsüan* 義鼎), *Liao-si-chün* (遼西郡故城) (southeast of *I-hsüan* 義鼎), it was abolished 758 A. D. Since this time, the influence of *Tang* utterly did not attain Manchuria. It is reported that during the *Fu-shun* (撫順) era the territories held by *Tu-hu-fu* are 14 or 23. This history of *An-tung-tu-hu-fu* depends upon the struggles and the rise and fall of forces of such peoples as Han, Tungusians, Mongols, Turks etc.. Especially the study of this history is inseparably related to the study of that *Kao-ku-li* (I call this *Kao-ku-li* "Small *Kao-ku-li*"), which was re-established by the remaining people of Tungusian *Kao-ku-li*. Small *Kao-ku-li* is an unknown state that historian does not recognize even it's existence now. The study of *An-tung-tu-hu-fu* is the first and indispensable step of preparative study of this Small *Kao-ku-li*.